

○阿見町入札結果等閲覧要綱

平成 12 年 3 月 3 日告示第 35 号

改正

平成 14 年 10 月 23 日告示第 98 号

平成 20 年 3 月 31 日告示第 27 号

平成 23 年 3 月 31 日告示第 64 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 94 号

阿見町入札結果等閲覧要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、阿見町契約規則(平成 12 年阿見町規則第 1 号。以下「契約規則」という。)に規定する帳票類の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧帳票類)

第 2 条 この要綱により閲覧することができる帳票類は、次に掲げるものとする。

(1) 有資格者名簿(契約規則第 3 条第 2 項に規定する有資格者名簿をいう。)

(2) 入札通知書(写)(様式第 1 号)

(3) 入札調書(写)(様式第 2 号)

(4) 設計図書(写)(単価及び金額を除いたものに限る。)

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する帳票の閲覧は、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する契約及び阿見町物品等調達入札参加資格選定規程(平成 12 年阿見町訓令第 6 号。以下「物品資格選定規程」という。)第 1 条に規定する契約に限るものとし、前項第 4 号に規定する設計図書の閲覧は、当該設計図書を要する競争入札に参加する者又は参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に限るものとする。ただし、物品資格選定規程第 1 条に規定する契約については、前項第 3 号のみ閲覧とする。

3 第 1 項に規定する帳票類の閲覧に供する期間は、次の各号に掲げる帳票類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入札通知書(写) 入札予定日前 5 日から契約当該年度末日まで

(2) 入札調書(写) 契約締結日(契約規則第 28 条に規定する仮契約は、本契約としての効力が発生した日)の翌日から契約当該年度の末日まで

(3) 設計図書 入札通知書発送後から入札日の前日までとする。ただし、入札通知書により、閲覧、現場説明会の期日を定めた場合は、この限りではない。

(閲覧の場所)

第 3 条 閲覧に供する場所は、次の各号に掲げる帳票類に応じ、当該各号に定めるところとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、閲覧の場所

を変更することができる。

- (1) 有資格者名簿 管財課事務室
- (2) 入札通知書 管財課事務室
- (3) 入札調書 管財課事務室
- (4) 設計図書 工事等の発注担当課事務室

(閲覧の時間)

第4条 閲覧に供する時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、阿見町の休日等を定める条例（平成元年阿見町条例第20号）第1条に規定する日は、閲覧に供しないものとする。

(閲覧貸出)

第5条 第2条に定める帳票類を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿（様式第3号）に所定の事項を記入しなければならない。ただし、入札参加希望者が設計図書を閲覧しようとするときは、設計図書等の閲覧（貸出）申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 町長は、特に必要があると認めたときは、入札参加希望者について前条に規定する時間内で設計図書の貸出を行うことができる。

第6条 閲覧者及び入札参加希望者は、閲覧する帳票類を汚損又は破損することなく、適正に使用しなければならない。

(閲覧の停止又は拒否)

第7条 町長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) この要綱に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- (2) 閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼし、又はおそれがあるとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月23日告示第98号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第27号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第64号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第94号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。